

4

山口市安心快適住まいる商品券取扱店募集

■対象店舗

(1) 市内に店舗を有する事業所

施工業者の登録は禁止します（ただし、同一事業体の中で、その他の業種で個人消費に寄与する事業を営んでいる場合で、店舗が独立しているなど商品券を利用する上で区分が明確な場合はその店舗に限り登録可）。

(2) 紙商品券とデジタル商品券の両方の取り扱いが可能な事業所

但し、次の①～④に該当する事業者を除いたもの

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 『6. 商品券の利用対象とならないもの』に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

■登録料 無料

■登録方法 「山口市安心快適住まいる商品券取扱店登録フォーム」より申請



■換金手数料 無料

■その他

- ① 取扱店にはステッカー等、取扱店販促ツールを配布します。
- ② 利用者が取扱店から返金を受ける必要がある場合は、取扱店の責任において、現金もしくは商品券（デジタル商品券は残高に応じて）にて受け戻すものとし、対応を行うこと。
- ③ つり銭には応じないこと。

その他の要件や申請方法、制度の詳細は、右記ウェブサイトまたは下記へお問い合わせください。



【お問合せ先】

山口商工会議所 ☎083-925-2300
 徳地商工会 ☎0835-52-0026
 山口県央商工会 阿知須支所 ☎0836-65-2129
 秋穂支所 ☎083-984-2738
 阿東支所 ☎083-956-0032



【デジタル商品券（ちよるPay）に関するお問合せ先】

開設期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日
 ※8/29及び年末年始（12/27～1/4）除く
 平日・土日祝 10:00～17:00
 （商品券取扱店用）カスタマーセンター ☎0120-905-393

募集期間

令和7年
 5月7日(水)～
 10月31日(金)

予算がなくなり次第
 受付終了(先着順)

令和7年度

安心快適
 住まいる
 助成事業

◆要件◆

1 新築後1年以上経過している住宅（転入・転居可）

2 工事金額が10万円以上（消費税を除く）

3 山口市内施工業者と
 直接契約して行う工事

山口市に本社又は本店所在地を有する法人
 山口市に住所を有する個人事業者



山口市委託事業



市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上や個人消費の促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用する、現に居住する家屋（市外や市内の別の場所から転入・転居して居住する場合も含む）の住宅リフォーム工事費の一部について助成します。

市内取扱店で見られる「商品券」でお渡しします

対面での受取不要！
 1円単位で利用可能

◆助成額◆

紙商品券で
 受取の場合
 助成対象となる
 工事金額の
10%
 （上限5万円）

デジタル商品券
 で受取の場合
 助成対象となる
 工事金額の
10%
 （上限10万円）

◎ちよるPay
 スマートフォン等で支払いができるデジタル商品券「ちよるPay」で付与いたします。
 ※デジタル商品券の会員登録及び受取りは申請者本人に限ります。